

平成27年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年12月7日（月曜日）

○議事日程（第2号）

平成27年12月7日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第62号 尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の制定について
- 日程第 3 議案第63号 尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第64号 尾鷲市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第65号 尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第66号 須賀利大池及び小池保存管理委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 尾鷲地区福祉有償運送等運営協議会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第68号 尾鷲市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第69号 尾鷲市健康づくり推進協議会設置条例の制定について
- 日程第10 議案第70号 尾鷲市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について
- 日程第11 議案第71号 尾鷲市役所出張所設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第72号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第73号 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第74号 尾鷲市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第75号 尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について

- 日程第 1 6 議案第 7 6 号 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理
に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 7 7 号 国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 7 8 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて
- 日程第 1 9 議案第 7 9 号 平成 2 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の
議決について
- 日程第 2 0 議案第 8 0 号 平成 2 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 2 1 議案第 8 1 号 平成 2 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 2 2 議案第 8 2 号 平成 2 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2
号）の議決について
- 日程第 2 3 議案第 8 3 号 平成 2 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3
号）の議決について
(質疑、委員会付託)
- 日程第 2 4 陳情第 2 号 上水道給水区域の拡張についての陳情
(委員会付託)
- 日程第 2 5 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 番 真 井 紀 夫 議員 | 2 番 内 山 鉄 芳 議員 |
| 3 番 中 平 隆 夫 議員 | 4 番 田 中 勲 議員 |
| 5 番 小 川 公 明 議員 | 6 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |
| 7 番 三 鬼 和 昭 議員 | 8 番 南 靖 久 議員 |
| 9 番 榎 本 隆 吉 議員 | 1 0 番 高 村 泰 徳 議員 |
| 1 1 番 奥 田 尚 佳 議員 | 1 2 番 三 鬼 孝 之 議員 |
| 1 3 番 村 田 幸 隆 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	岩	田	昭	人	君
副	市	林		幸	喜	君
会計管理者兼出納室長		川	口		清	君
市長公室長		北	村	琢	磨	君
総務課長		下	村	新	吾	君
財政課長		宇	利		崇	君
防災危機管理室長		大	和	勝	浩	君
税務課長		大	川	勝	之	君
市民サービス課長		濱	田	一	志	君
福祉保健課長		三	鬼		望	君
環境課長		仲		浩	紀	君
水産商工食のまち課長		野	地	敬	史	君
木のまち推進課長		内	山	真	杉	君
建設課長		更	谷	哲	也	君
水道部長		尾	上	廣	宣	君
尾鷲総合病院事務長		内	山	洋	輔	君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長		竹	平	専	作	君
教育委員長		森	下	龍	美	君
教育長		二	村	直	司	君
教育委員会教育総務課長		佐	野	憲	司	君
教育委員会生涯学習課長		芝	山	有	朋	君
教育委員会学校教育担当調整監		山	本		樹	君
監査委員		千	種	伯	行	君
監査委員事務局長		深	瀬	由	佳	子

○議会事務局職員出席者

事務局長	内	山	雅	善
事務局次長兼議事・調査係長	岩	本		功
議事・調査係書記	松	永	佳	久

[開議 午前10時00分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

ここで岩田市長から、先般、12月1日の本会議における市政報告の中での発言について、会議規則第65条の規定に準じ、お手元に配付いたしております発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

このことについて市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

[市長（岩田昭人君）登壇]

市長（岩田昭人君） 本定例会開会日の市政報告の中での発言におきまして、発言を取り消す申し出をさせていただきました。本件における結審日は、2回目の口頭弁論が行われた9月25日であり、11月27日は1審における判決が下された日であることから、「結審し」の発言は誤りであり、おわび申し上げるとともに、この「結審し」の発言取り消しの許可をしていただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） お諮りをいたします。

岩田市長からの発言取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、岩田市長からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において8番、南靖久議員、9番、榎本隆吉議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第62号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の制定について」から日程第23、議案第83号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補

正予算（第3号）の議決について」までの計22議案を一括議題といたします。

ただいま議題の22議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告に従い、これを許可いたします。

8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） おはようございます。

それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

議案第79号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、補正予算書の6ページの第2表、債務負担行為補正の上段から12行目、指定ごみ袋製造委託費用、平成28年度の1,109万4,000円のごみ袋製造予算の内訳をまずは詳細にお聞きいたします。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 指定ごみ袋製造業務委託費の債務負担行為補正につきましては、平成28年度、新たに作成を予定しております45リットル及び30リットルサイズの指定ごみ袋の製造費1,109万4,000円であります。45リットル袋につきましては、今年度、平成27年4月にも製造いたしましたけれども、平成28年5月ごろに45リットル及び30リットルサイズの指定ごみ袋が在庫切れとなるという予想をしております、前回と同様、3カ月以上の製造期間が必要であるため、平成28年1月中において一般競争入札において発注を開始すべく、債務負担行為補正として計上させていただいております。

45リッター袋につきましては、11月現在、511箱、枚数にして25万5,500枚の在庫がございます、月平均約90箱の出荷を見込んでおりますので、5月をめどに、約14カ月分余裕を見た製造を予定しております。

また、30リットルサイズの指定ごみ袋につきましては、同じく11月末現在で363箱、枚数にして18万1,500枚の在庫に対して、月平均70箱の出荷を見込んでおります、同じく余裕を見た14カ月分、980箱の製造を考えたいと思っております。

袋それぞれの材質に関しましては、基本的に現行と同様のものを考えておりますけれども、製造単価をにらみながら、少しでも強度のある仕様をと考えております、それぞれの環境関係機関からの情報収集といったものを、今努めております。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） 今回1,100万の予算で30リッターと45リッターのごみ袋を製造するという事なんですけれども、たしか24年度、有料化が実施されるに議決をしていただいたときにも、9月で2,800万程度、それと25年度の当初でも約3,000万ちょっとの予算を計上して、袋を製造したと思うんですけれども、当時の製造袋というのは環境に優しいエコプラット仕様ということで、最終的には驚くような、1枚当たりの単価が17円20銭だとか、尾鷲の場合は三重県下でも突出した単価で、議会からも厳しい指摘があったと思うんですね。

今回の場合は1,100万ということで、45と30を製作するという事なんですけれども、前回、入札で32%ですか、落札されたということ、前回のごみ袋製造のときと同じような仕様書策定でやるんですか、エコプラット関係なしに。そこら辺、いま一つ詳しくお尋ねしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 仕様に関しましては、今のところ、前回というか平成27年に製造した部分と同じ、45リッターに関しましては同じ仕様を今のところ考えております。

議員さんのおっしゃられたエコプラットといったものではなく、今回、45リッターに関しては、材質のほうを高密度型から低密度に変えて、一般に市販されているような材質と形状といったことで、製造単価を下げた経緯がございまして、今回も同じ仕様でいきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） エコプラット仕様じゃなしに、やはり丈夫で安いものというのが市民の理想でございますので、前回同様、できるだけ一般競争入札をしていたら、安価で丈夫なごみ袋ができるよう強くお願いするものでございますけれども、それと、25年、26年で、有料化してから約2年経過したわけなんですけれども、その費用対効果、一時期、1トン5万円ということで、約1,500トンが減るだろうということで、7,500万以上の予算削減ができるというような説明をいただいておりますけれども、そこら辺、実際に24年度当初と比べて、26年度当初はどうであったのかなという思いがいたしておりますので、いま一つ、費用対効果の面についてお聞かせを願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 有料化開始前の平成24年度と平成26年度の決算の比較を申し上げさせていただきますと、可燃ごみの処理量といたしまして、マイナス1,656トンの減少がございました。それに対する処理費としまして、可燃ごみ収集費、可燃ごみ処理費の合計をいたしますと、平成24年度と平成26年度を比較しますと、マイナス6,189万2,294円といった削減があらわれております。

主な内訳としましては、可燃ごみの収集委託費、あるいは工事費、工事修繕費、それと指定ごみ袋の製造費といったものも含んでおるわけですが、特に清掃工場で焼却する際の燃料費の比較といたしましても、平成24年度と平成26年度の比較で約130万の削減をしております。そこら辺においても、基本的にごみ収集量が減ったという部分の効果があらわれているものと考えております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） 効果があらわれて当然だと思いますので、ただ、今回ごみ袋の製造費ということで、以前と比べて高いエコプラットを外すということで、ある程度の今度、市民の買い取り価格と製造価格の違いがかなり生じてくると思うんですね。そういった意味で、市に市民の買うごみ袋の費用が随分と多く入ると思うんです。そういった意味で、ごみ袋有料化に当たっては、ある程度の利益については市民的にごみのほうで還元するというようなお話があったと思うんですけれども、ここ2年余り見てみますと、ごみ袋の利ざやといっても少ないし、予定よりも。そういった意味で今回はある程度の、数千万の利ざやが計算できるということで、ぜひとも予算も還元をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、それについては、市長もどのように考えておるのか。

それと、ちょっと若干ずれると思うんですけれども、近々廃棄物減量推進協議会から、ある程度の10%削減というような感じのあれが答申されると思うんですけれども、それについて市長はどのような考えでどのように取り扱いをしていくのか、最後にお聞きをいたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、審議会の答申の件でございますけれども、ごみ袋も安価に印刷できるようになったこともありまして、市民の皆さんがやっぱりごみ袋が高いという声が多いということ、それから、議会からもたくさん指摘を受けているところでもありますので、審議会の答申を受けまして、慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

それから、ごみ袋の収入を市民の皆さんに還元するということにつきましては、全くそのとおりでございますので、いろんな対策を考えながら、市民の皆さんへの還元を真剣に考えていかせていただきたいと思いますと思っております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） そういうことで、ぜひとも市民還元を中心に考えていただきたいと思えますし、答申も10%というようなことなんですけれども、できる限り市民の経済状況も勘案して、市長の幅の広い英断に期待をいたしたいと思えます。

済みません、最後で、1点聞くのを忘れました。予算書の40、41ページの第4款衛生費、環境調査費の23節浄化槽普及促進事業県補助金の14万1,000円についてなんですけれども、これは今問題になっておる転換分の過ちを申請したということで、県に返す償還金なんですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 4款衛生費、3項環境衛生費、2目環境調査対策費の23節償還金、利子及び割引料の浄化槽設置整備事業補助金償還金につきましてでありますけれども、平成26年度の合併処理浄化槽設置整備事業補助金において、本来、新設の浄化槽に対する補助金を誤って転換と判断したため、本体設置に加え、配管費についても補助を行った1件の分につきましてであります。県に対して既に転換として請求しておりまして、県補助金の交付も受けていることから、これを返還するものであります。

県の合併処理浄化槽に関する補助におきましては、新設に対する補助がございませんので、転換として請求を行っていた本体設置費県補助金分11万1,000円に加えて、配管費県補助金3万円の合計14万1,000円を返還する必要がございました。

平成26年度分の県補助金を本年度に返還するということになりますので、浄化槽設置整備事業県補助金償還金として支出させていただくことになりました。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

以上で通告による質疑は終わりました。

他に御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております22議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の22議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第24、陳情第2号「上水道給水区域の拡張についての陳情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては、朗読を省略し、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで10分間休憩をいたします。

[休憩 午前10時19分]

[再開 午前10時28分]

議長(村田幸隆議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第25、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、1番、真井紀夫議員。

[1番(真井紀夫議員)登壇]

1番(真井紀夫議員) おはようございます。久しぶりのトップバッターですけれども、一昨日の晩、ちょっと忘年会でゴボウの料理をかじっておりましたら、入れ歯じゃなしに本当のほうの歯をちょっと折ってしまいましたので、聞き苦しい点があるかと思っておりますけど、どうぞ御容赦のほどお願い申し上げます。

議会軽視と秘密主義の市行政、隠し事の多い岩田市政は地方創生の最前線に出て、人口が減少一方の尾鷲市を繁栄させ再生することができるか、その覚悟を私はお尋ねいたします。

1、高速道路Ⅱ期工事と道の駅について、2、市有地の小原野、元須賀利等の大規模遊休地の活用について、3、合併浄化槽補助金について、以上の各問題を

一般質問いたします。

最初に尾鷲南インターに近い国道42号線古和谷沿いに道の駅を申請するという計画が持ち上がり、それが岩田市長の重要な政策となって5年になろうとしています。

しかし、25年度の完成を目指したのが今もって姿も形も見えてきません。市民の反対の声が多い中でもがいているようですが、いかげんにして道の駅を諦めたらどうですか。平成23年2月、尾鷲商工会議所が岩田市長に要望する形でスタートした道の駅ですが、実は市長が商工会議所に要望書を提出するようお願いしたのが始まりだと聞いております。

その年の3月定例議会で、私は、申請しようとしている場所は尾鷲市の入り口や中心部から外れている出口であり、道の駅にふさわしくない、市民が納得するかどうか疑問だから場所については十分検討するべきだと質問をいたしました。このときから市長は聞く耳を持っていませんでした。

この道の駅の担当者に定年退職の職員を採用する人事もありました。他の適地を探す気配もなく、不安な船出でありました。

その翌年の平成24年3月、私は再び道の駅の問題を質問しました。早く中止するようけじめをつけないと将来に禍根を残すと考えたからであります。道の駅構想を中止する勇気はないのかと市長に進言したのですが、市長は南インター付近を適地と決め、各地区の市民説明会でも反対の声が多いにもかかわらず、賛成者もいたとして引き下がることを知らないまま、今日に至っております。

市長は、多くの道の駅と違って、ハイウェイオアシスの機能も発揮でき、他の道の駅とは同等以上の効果があると言いました。計画どおり進めば、そのハイウェイオアシスは2年前に完成していたことになるのですが、今もって姿が見えません。

尾鷲インターのハーフを解消してフルインターにするのも道の駅建設の目的の一つであるということでありましたが、先日、国土交通省紀勢国道事務所の事業対策官が南北ともハーフでフルインターで工事作業を進めていないということでありました。

また、昨年、市長はそれまでの道の駅を命の駅だと表現を変えて、平成30年度までの完成を目指すと言いました。評判のよくない道の駅でも、人命第一、命を守る防災の駅なら文句はなかろうと言わんばかりでありました。

そして、先日は老人クラブの人たちが市長に道の駅中止を申し入れたのに対し

て、市長、あなたの返事はノーでした。

ことし年頭の所信表明で、道の駅設置に向け前進すると言いました。それまでも口をあけると道の駅を持ち出していたのに、ことし6月、9月の定例議会の当面の施策には道の駅がなくなっていました。今定例議会も道の駅については消えています。

現在の市長の考えや今後の方針など、道の駅について確実な情報を少なくとも3カ月に1回のこの定例市議会で市民の前に明らかにするべきではないでしょうか。市民の前に今の心境を明確にして、道の駅計画がどうなっているのかをしっかりと説明してください。

壇上からの質問は以上です。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 道の駅につきましては、その構想段階から現在に至るまで、設置に向けて乗り越えていく必要のある事柄を着実に進めており、その結果がことし1月に重点「道の駅」候補としての認定につながったものであると考えております。

これまでに地域の代表者にも御参加いただいてつくり上げた尾鷲市道の駅設置検討計画に始まり、さらに詳細に調査研究した尾鷲市道の駅基本計画を策定し、それをもとに市内15カ所で市政懇談会を開催いたしました。

これらの事業を進めていく上では、事業の進捗が遅いという御指摘や設置に対する反対の御意見をいただくこともありますが、それら御意見も真摯に受けとめ、より多くの方に御理解いただき、尾鷲市の将来に欠くことのできない施設としての整備を進めてまいります。

このように、道の駅など今後の本市の発展に大きく寄与するような施設建設に関しましては、一朝一夕に完成させるものではなく、設置による効果はもちろん、特に本事業に関しましては、災害時の復旧復興の拠点としての役割を持たせたり、延伸が進む高速道路を活用した尾鷲市の玄関口としての機能を活用したりするなど、高度で複合的な役割を担う施設であることから、その建設費用や運営などの将来的な展望も鑑みて事業化していく必要があります。

そのためには本市だけの知識や経験だけではなく、国土交通省を初め設置に係る機関とさらに連携するとともに、地域の総合経済団体である尾鷲商工会議所とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

一方、国としましても、ドライバーが立ち寄るトイレ、休憩施設として生まれた道の駅を、町の特産物や観光資源を生かして人を呼び、地域に仕事を生み出す核へと独自の進化をさせようとしております。

これは道の駅を地方創生の拠点にするという考えで、道の駅に多機能として、地域外から活力を呼ぶゲートウエー型と、地域の元気をつくる地域センター型の機能を付加することにより、地域資源を生かした自立的で持続的な社会を形づくる拠点にしていくこととしております。

本市といたしましては、重点「道の駅」候補として選定していただいた災害時の復旧復興のハブ的機能と、本市の玄関口としてのゲートウエー機能を十分に生かし、地方創生の考え方に沿った事業推進を図ってまいります。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 市長やっぱりまだまだ道の駅を取り組んでいくというふう理解してよろしいんですかね。ということはフルインターに、南インター、北インターをしたいというふう聞いておりましたけど、先日、国交省の審議官ですか、にお尋ねしたところ、毛頭そんなことは考えていないと。片インターというんですか、そういうことで作業は進んでおるということでありましたが、その辺のところはどういう話し合いをされておるのか、国交省の言うことと市長のこれまで言ってきたこととは全く違うように思います。

それから、もう一つ、今商工会議所の話も出ましたけれども、その後、商工会議所とどのような協議を進めているのか、その辺ももう一度お話しいただきたいとします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 国のほうで、国、国土交通省において、重点「道の駅」候補に認定していただいた、地方創生の拠点としての道の駅として認定していただいたということでもありますので、それに沿って進めたいと思っております。

道の駅の設置に関しましては、現状では国道42号沿いに隣接する道の駅として事業を進めております。尾鷲市道の駅基本計画でもお示しをしましたとおり、延伸される熊野尾鷲道路は大都市圏から本地域を目指す多くの方が利用すると予測されていることから、尾鷲南インターチェンジのフルインター化と、サービスエリアとパーキングエリアのような直接道の駅に導入できる整備について、国に提案を行っておるところであります。

現状では尾鷲南インターチェンジはーフインターとされておりますけれども、

本市が設置する道の駅の具体的な規模、機能などの内容を示して、道の駅の多機能性と容易な導入方法による相乗効果が本市にとってどれだけ有益であるかを明確にし、関係各所に御理解を得てまいりたいと考えておるところであります。

尾鷲商工会議所さんはその後も町なか整備とあわせて独自の調査をされており、その結果等につきましても打ち合わせをさせていただいているところでもあります。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 今、市長は国交省のほうにフルインターにということをお願いをしておると、こういうような説明だったと思うんですけども、ここの現場の責任者の方々は、もうそんな話は古い話で今はないということで、それで無理やと、今からその計画を入れようといっても、もう無理ですとはっきりとそういうふうには断言しておりますがね。その辺、市長の言うことを信じてええのか、それとも国交省の方の言うことを信じてええのか、もう一度お返事をいただきたい。

それから商工会議所とそういう話をどこまで具体的に詰めておるのか、どうも聞こえてきませんのですけれども、その辺の商工会議所の考え等は。もう一度お願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 国とも商工会議所ともそうなんですけれども、本市が設置する道の駅の具体的な規模、機能などの内容というものをまだ示させていただいておりません。このことによって、内容を示すことによって、フルインターあるいはサービスエリアとかパーキングエリアのような機能が、既に一体型整備とフルインターあるいはサービスエリア、パーキングエリアのような、直接道の駅に導入できる整備については提案を行っておりますが、さらに先ほど言いましたように、具体的な内容を示すことによって、その実現化を求めていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） この件については、もう一度お尋ねをいたしますけれども、国交省の担当者の皆さんがもうだめだと、フルインターにはもうとてもならないと、そのように言っているけど、市長はまだ可能性があると聞いておるんですか。私はもうそんなことであれば、もうこの辺ではっきりとやるのかやらないのか、はっきりさせるべきだと思うんですね。

そういう意味では、私、前にも言いましたけれども、再度、市民投票というんですか、市民にそれでもやってくれというのか、もうそういうことであればもう

やめて、次のステップに入ってほしいというのか、その辺を市民の目線というんですか、をどうも市長がわかっていないように思うんですけどね。その辺をしっかりと踏まえないかんのではないですかね。

それから、商工会議所の方々と私、お話をよくしますけれども、もう道の駅のことなんか言うメンバーの幹部の方はないように思うんですけども、一体、本当に市は真剣になって商工会議所と話し合っていますか。再度、もう一遍聞きます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 商工会議所さんからその要望が出てきた、真井議員は私が書かせたと言っていますけれども、そんなことは決してありません、商工会議所さんから要望書が出た、現在はその要望書について、取り下げも何もされておられませんので、その点で、これから具体的な内容、機能、そういったものをお示しさせていただいて、さらに協議を進めていきたいと思っております。

それから、国のほうで重点「道の駅」候補に認定していただいたということがあります。これにつきましては、計画の段階から国が支援するということですので、我々でも提案させていただいたフルインターとかサービスエリアとか、パーキングエリア、そういったものの提案をこれからさせていただきたい。

それから、市民の皆さんにつきましては、具体的な道の駅の概要が少しでも示せるようになれば、お示しさせていただいて、御意見をいただきたいなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長、二、三申し上げて、この件はちょっと置きますけれども、一つは商工会議所の、私は最高首脳部の方々からそのように伺っております。これは市長に頼まれて要望をしたんだと、そのように伺っております。

それから、もう一つ、今からサービスエリアとかパーキングエリアとか何かという要望をお願いしていくんですか。もう既に国交省の一番上というと、国のほうまでお願いしていないんですか。私は、今からお願いするというようなことを今聞きまして、ちょっとびっくりしたんですけども、その辺のところは、どうも無責任な発言に聞こえるんですけど、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 既に議会の皆さんにもお示しさせていただいて、国のほうには提案という形で、一体型整備あるいはフルインターあるいはサービスエリアある

いはパーキングエリア、そういった要望はさせていただいております。しかし、具体的な尾鷲市としての道の駅のあるべき姿とか、そういったものはまだ示しておりませんので、それを示すと同時に、あわせて、さらにそういった要望をさせていただくということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） どうも、よく市長の言うておることが私に理解できんのですが、そのことについては後の同僚議員がまた後からお尋ねすることになっておりますから、そちらのほうに委ねます。

次に、尾鷲の貴重な土地である小原野の1万坪について質問をいたします。

先日、情報公開の手続で、国交省の紀勢国道事務所長と岩田尾鷲市長が、小原野にある尾鷲市の土地1万坪を高速道路Ⅱ期工事による土捨て場として使用してもよいと決めた覚書入手いたしました。

この小原野の土地は尾鷲市にとって最も大切とする貴重な土地であり、今まさに地方創生の国策に乗って、尾鷲市として小原野地域をどのように計画し活用するか、大事な貴重な土地であります。

高速道路用地なら提供されても仕方がないと考えますが、そのルートからもかなり外れており、工事に直接大きく関係はないのに、その土地を長期間、紀勢国道事務所が土捨て場に使用するという事です。

今、地方創生が全国的に問われていますが、尾鷲市のために計画も活用もできないまま、岩田市長の独断で8年も9年も十数年も土捨て場にされたら、尾鷲の将来はいよいよだめになります。

私はこの覚書の破棄を提案いたします。尾鷲市にとって利用価値の高い大切な土地です。土捨て場にすることを事前に議会に報告して議会の意向を問うという慎重さがなかったことに、まことに遺憾のきわみです。

市長は何を考えているのか、その見解をお聞かせください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 小原野市有地の貸し付けについてであります。小原野にあります市有地のうち、約2万7,000平方メートルにつきましては、平成26年7月4日に熊野尾鷲道路Ⅱ期事業の工事に伴う建設発生土の受け入れ用地として国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所との間で貸し付けに係る覚書を締結し、工事完了までの間、無償での貸し付けを実施いたしました。

小原野用地につきましては、平成24年当時、被災時の2次避難地あるいは市

の機能の一部移転地として利用することを考えていたことから、紀勢国道事務所に対し、平たんに整地するなどできないか打診しておりました。

その後、昨年5月から本工事の実施に当たり、川にかかる工事用仮橋の市への移管について、紀勢国道事務所と協議を進める中で、トンネル残土の小原野用地への受け入れ要望が本市に対して出されたところであります。

小原野用地につきましては、今回の工事区間から近いこと、また、それにより土砂を運搬する大型ダンプが市街地を走ることが軽減され、住民への影響が少なくて済むことなどから、残土の受け入れ用地として適した条件を備えておりました。加えて、現状では土地の地形が階段状になっておりまして、将来的な活用を考えた際には大規模な整地や隣接する農業用水路の移設等が必要となる本用地につきまして、紀勢国道事務所より本市から希望があれば、残土を利用して整地した後には本市に返却する旨の申し入れもあったことから、貸し付けの実施を決定したものです。

しかし、いずれにいたしましても、長期にわたる貸し付けであったことや議会等で小原野用地の利活用について提案のあったことを鑑みますと、速やかに議会の報告をすべきであったと反省をしております。しかも、議員提案で小原野用地についての御提案があった際、貸し付けの状況について報告することを失念してしまいました。まことに申しわけございません。

小原野市有地を使用する熊野尾鷲道路Ⅱ期の建設に伴う建設発生土の受け入れ等に関する覚書につきましては、既にトンネル工事の事業発注が行われていること、及び光ヶ丘地区に住民説明会の際に土砂運搬車両は通行しない旨を説明し、理解を求めていることから、現時点では覚書全ての破棄というのは難しいのではないかなというふうに考えております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長は今、反省をしておると、独断で進めていったことについての反省だと思うんですけども、それで済みませんということで済ませるようなことであれば、私もわざわざこの本会議で質問する必要はないんですけども、あそこは尾鷲市議会としても、津波の関係で浜側がどんどんどんどんと山のほうへ山のほうへ、今、押してきよるといふときに、最後に残された一番大事な土地だというふうな判断のもとに、あの小原野地域の開発が尾鷲の運命を左右すると、それぐらいの思いで、今いろんな議論が出ておるわけでございます。

その一部が9月、10月でしたか、議長の手から市長のほうへ渡ったんです。

渡ったと思うんですけど。そのときも一言も小原野は今こういう状況になっておると、だから、この計画については、ちょっと待ってくれも、やはりこういうことだから、10年後、15年後の計画にしてくれとか、そんな話一つもないんですね。ひた隠しに隠したままで、この覚書が市のほうにあったということになるんですね。本当に残念に、本当に遺憾のきわみです。

その辺のところ、市長、もう一遍考え直してもらわないかと思うんですね。そして、今、この覚書については、修正が無理みたいなことを言いましたけれども、8条に書いてあるんですね、この覚書に定めのない事項または疑義が生じたときには、甲乙協議の上、定めると。もう一遍、国交省と話し合ってくださいよ。あそこの土地を土捨て場やとか、幾ら整地してくれるんやの、どうのと言うても、そんな簡単な話じゃないと思います。尾鷲の将来を左右する問題やと思います。

市長、もう一遍考え直してください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 小原野用地の貸し付けにつきまして、仮橋の要望など、紀勢国道とさまざまな協議の中で進んでいたことから、私も含めて各担当課においても、委員会の現地視察等、いずれかの機会で議会への報告がなされているものと思ひ込みがありました。この件に関しては本当に申しわけなく、おわびを申し上げるところであります。先ほども言わせていただきましたように、現時点で、覚書全ての破棄というのは難しいということでもありますので、さまざまな事案が出てきた場合については、国交省とも当然相談しながらやらせていただくということでもあります。

それから、一般的にⅡ期工事がいつ終わるかという話は難しい話でありますけれども、もうトンネルについては、今、発注も、全てではありませんが、されておりますし、来年度にはトンネルについても、大方発注が終わるということでもありますので、十何年というようなスパンでなしに、もう少し短い期間で工事が終わるのではないかなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長、国交省の工事より、僕は尾鷲市の将来のほうの方が大事なんです。市長もその観点に立ってもらわないかと思うんです。

市長はそのために尾鷲の市長を担っておられるんだろうと思うんですけど、トンネル工事がもう始まるから難しいと、そんな話じゃないですよ。私は尾鷲の将来を左右する問題だと、こう申し上げておるんです。難しい難しいと言うておっ

たら、何もできませんわ。もう難しいことをやっぱり乗り越えて、尾鷲のために働いてもらわないかと思うんです。

もう一遍考え直し、やってください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども言わせていただいたように、全ての覚書の破棄は難しいというふうに言わせていただいております。国の工事と市の工事とどちらが大事なのか、市のということでもありますけど、これは両方大事でありまして、Ⅱ期工事によって待望のミッシングリンクが解消されるということで、東紀州の他市町にとっても、大変待望久しいものであります。尾鷲市の将来も大切でありますけれども、この国のⅡ期工事も大切であるという中で、やっぱり我々は考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 私はトンネル工事より尾鷲市の将来のほうが大事やと思います。そのところを市長、市長として、もう一遍、判断のし直しをやってもらいたいと思います。

それから覚書の全てといいますけど、覚書は2通あるんですね。1通は建設課にあって、1通は管財にあるんですね。この管財の覚書が小原野の土地を土捨て場にすることになっておるんですね。建設課のほうは、その他いろんな問題があったら尾鷲市もすぐ手伝って協力いたしますということになっているんですよ。だから、私はこちらはこちらとして大事にしたらいいと思うんです。協力できることは精いっぱい協力したらいい。そういうことでは、国交省にそれは感謝も持っております。

しかし、尾鷲市の将来を左右するような、1万坪の土地を土捨て場にして、十数年どうなっていくかわからないと、どうなるかわからないと、今計画をして、あそこに立案をして、そして手をつけていかなんだら、地方創生の今、時代の中で、尾鷲は置いていけますよ。それでいいんですか。もう時代から取り残されていきよるんです、そうやのうても尾鷲市は。

そういう意味では、ここは難しい難しいというようなことを言いよらんと、この問題だけは破棄してもらいたい。そのように、議会側もそういうことだと、私は信じておるんですけれども、ということで、話を戻してもらいたいと、このように思いますが、もう一遍、市長のお考えを尋ねます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 既に工事に入っておりますし、光ヶ丘の地区のことがあります。

しかしながら、先ほどから言わせていただいておりますように、尾鷲市にとって重大な案件が出てきた場合については、当然、国との協議をやり直させていただいて、それに可能かどうかということを経験させていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 重大なことだと思いますよ。そういう意味では、あの 1 万坪の話は破棄してもらいたい。そして、そのかわりを、何やったら尾鷲市も手伝わって探したらいいじゃないですか。わざわざ、あの土地を土捨て場にして、十数年手がつけられなかったら、尾鷲の将来なんかもう時代の、もう取り残されて、それこそ誰も責任をとらんのですからね。もう市民が泣くだけです。尾鷲へ残っておる市民が泣くだけです。

そんなことにならんように、市長、責任を持って破棄してもらいたい。協力できることは一生懸命協力したらいいと、そのように思いますが、どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲市の将来を左右するような重大な案件につきましては、国との協議の中で、いろいろとやらせていただきたいと思いますと思っております。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） この小原野の 1 万坪にしてはどうなんですか。難しいからもうだめだと言うんですか。少なくとも、南インター、北インターをフルインターにしてくれるとか、そういうことで尾鷲市に協力もいただけるんなら、まだまだ考え直さんなんてことも出てくるかわからんけれども、そんな話、全くないと、もうはっきりと言われました、担当者の方から。もうフルインターなんて遠い昔の話やと、古い話だと言われました。

そんな中で、何であの 1 万坪を提供せんなんのですか、土捨て場のために。私はそない思いますよ。トンネルできるできんよりも、尾鷲市の将来のほうが大事です。そこを市長、もう一遍考えてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 国が何も協力してきてくれないと言われますけれども、小原野の活用を言う場合には、あの橋が命でありますので、その橋を今やっただいているということは、大変な、我々にとっては価値でありますので、その点は御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） その点は私も理解しております。

しかし、あの橋がなければ、小原野の工事は入れんのでしょうか。だから、国交省としても光ヶ丘からあそこへ橋をかけることについては、やっぱり自分たちの工事のためにということもあったんでしょ。ただ、永久橋にしてくれるか、仮橋になるかという問題があったと思うんですけど、これは地主の方々との話し合いで永久橋になったと、そういうふうなことも聞いております。

ですから、それはそれで、皆さん自分の都合のよいように、今、進んできたんやと思うんですけども、最後に尾鷲市が何であの大切な1万坪を土捨て場にするんですか。1年、2年で終わるんなら、まだその後の絵の描きようもありますけど、もう5年、10年で果たしてどうなると見たら、どうも聞きよると、十数年かかりそうですね。そんなことを思うと、かからいでも、これからの3年、5年が大切なんですよ。

そういう意味では、この覚書を市長の責任で破棄をしてもらいたいと、そのように、今、お願いをしておきます。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 真井紀夫議員は十何年も工事がかかるというふうに言われておりますけれども、一般論でありますけれども、一つのトンネルを抜くのに、大体3年、それと電気工事とか舗装とかやって、1年、1年で、普通の場合でありますと、5年ぐらいでありますので、その辺は御理解を願いたいと。

さらに、我々としましては、現状での使い勝手の悪さを何とか残土を使って整地をしていただく、それによって尾鷲市にとっても使い道のよい土地にさせていただくということでもあります。その点につきましても、御理解願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 市長は何か、3年、5年でできるようなことを言いますけれども、予算がつかんことにはどうにもならないんだと、そういう説明も聞きましたよ。ですから、今の時代、東北で震災があり、また関東で水害があり、あちこちで、広島で水害ですか、土砂崩れか、いろんなところで、今、国が大変なんだと、そんなときにここの予算がいつつくかわからない。特に2,400メートルの一番長いトンネル、ここの予算についてなんかコメントの一言もできないと、そう言っていましたよ。

そんな中で、あの小原野の土地を凍結というんですか、もう全く使えないようにされたら、たまったもんやないですよ、尾鷲市として。私はそう思いますよ。

そんな期間が決まっていけないでしょう。無償で、もう国交省の都合のよい時期まで使ってくださいという覚書でしょう。そんな期限も3年とか5年とかと切られた覚書じゃないんですね。もう10年でも20年でも都合が悪けりゃ、それに従わんなんのですね、尾鷲市は。そんな大事な土地をそんな、何というんですか、わけのわからないような、期間も、で縛られたら、たまったもんじゃないですよ。

それは、協力することはいい、何も私はだめだと言いませんけど、あの土地だけはもう御免してもらわないかと、こう思います。

それで、次の質問に入ります。

次に、元須賀利の問題です。

開発をしたら20万坪を超える、元須賀利の土地が活用できます。堤防と港を整備すれば、10万トンクラスの大型船が出入りでき、重要港湾の役割も少なからず担えます。

4年前に市長と教育長は議会の承認をとらず、市民の判断も仰がないまま、天然記念物にするために、文化庁にその土地の使用権を譲ってしまいましたが、尾鷲市民の職場として何としても再考をお願いする次第でございます。

須賀利は、にほんの里100選に選ばれ、天然記念物に指定されれば地区のためになると、市長は須賀利の人たちに説明し、元須賀利を天然記念物の文化財にしました。

元須賀利は尾鷲市民全員の大切な土地であり、国策として地方創生を強く叫ばれている今こそ、尾鷲市のあすのために役立てるべきだと私は考えます。

尾鷲市は海と山には恵まれています、土地と場所は近隣の市町に比べようもないほど平地の少ない、乏しい町です。そんな町ですが、元須賀利も小原野も尾鷲市の財産、公有地です。この大規模遊休地を今こそ尾鷲のために、市民のために活用することは、県や国のためにも大いに貢献できることだと私は確信します。

個々の事業も大切ですが、それだけでは今の尾鷲市の落ち込みをとめることはできません。思い切った手を打つべきだと考えます。尾鷲のため、市民のため、子供たちの将来のため、天然記念物の法の縛りをどうか解いてください。心からお願いを申し上げる次第です。

市長の前向きな気持ちをお聞かせください。

議長（村田幸隆議員）　市長。

市長（岩田昭人君）　国の天然記念物指定に関しまして、文化財保護法第109条によって、文部科学大臣が指定できるとされておりまして、市町村の教育委員会に

つきましては、同法第189条において、区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣または文化庁長官に対して意見を具申することができるとの規定によって、指定に向けた申請手続に準ずる意見具申を行うこととなります。また、この文部科学大臣の指定に際しましては、同法第111条によって、特に、関係者の所有権その他の財産権の尊重や、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならないとされていることから、指定候補地の地権者等からいずれも同意を得るなどの手続を経て指定が行われるものであります。

指定の解除につきましては、同法112条におきまして、天然記念物はその価値を失った場合、その他特殊の事由のあるときは指定を解除することができる規定されております。価値を失った場合とは、滅失や毀損の場合、また、後世の調査研究などの結果、そもそもが文化財的価値に値しないなどの新事実が確認された場合などを指して、その他特殊の事由とは文化財保護法において守るべき貴重な国民的財産と判断された以上に、それらを他の公共の目的等のために用いる場合など、極めて特殊な状況を想定しております。

また同法第3条においては、政府及び地方自治体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならないと定められておきまして、本市におきましても、国が後世に残し伝えなければならないものとして指定されていることから、この法律の趣旨にのっとり、保存に努力していく立場にあると判断をしております。

須賀利大池及び小池は、全国的に人工的に改変された海跡湖が多い中で、集水域から海岸線、そして湖底の津波堆積物までが良好に保存されている、極めて貴重な例であるとともに、ハマナツメほか希少な植物、水草なども見られる重要な地域として、所定の手続を経た上で、国の天然記念物として指定が行われたものであります。また、須賀利大池及び小池が所在する地域は、それだけじゃなしに、吉野熊野国立公園にも指定されておきまして、自然公園法の適用も受けております。環境の変化とか、鹿による食害等によって植生に影響が出ているものの、地形地質等に関する状況は極めて良好な状態で維持されておきまして、守るべき国の文化財としての価値が滅失しているものではなくて、以上のことから、天然記念物の指定解除については、現状では考えられませんので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 市長はもう尾鷲はどうなっていってもええと考えておるんですかね。この尾鷲の落ち込みをどんなふうと考えておるんか、僕、市長の腹の中をしっかりと聞きたいと思うんですけれども。あの元須賀利はもともと須賀利の人が住んでおったところなんです。それで自然状況が厳しいから、四百数十年前に今のところへ移ってきたんですね。そして、あそこはその後ずっと四百数十年間放置されてきたんです。戦時中は一時期、あの池でコイかフナか、ちょっと養殖したような形跡がありますけれども、そういう形で放置されてきて、現在も放置されて、今もハマナツメなんて、ほとんど全滅に、というかもうあらへんのですね。それをまた植栽するというのか、どうするのか、僕はわかりませんけれども、そんなことよりも尾鷲市を救うことが最優先と違いますか。国の文化だからと、こう言うて、それはそれでどなたが喜ぶんか知らないけれども、ほとんど放りっ放しのところでしょう、あそこは。それを今度、何か守る会をつくるんだとか、どうかというような話がありますけれども、私はそんなことよりも尾鷲市民のために役立てることを考えるのは政治家の責任やと思うんですね。

そういうことでは、どうもその辺のところは無責任な形になっておらへんのですか。尾鷲の政治を担っておる方々、これ、教育委員会の方はどんなふうと考えておられるのか、わかりませんが、子供たちもどんどん減っていきよる。人口は1万人を割ると、こういうことを市長は所信表明の中で言っておりましたけれども、それは何十年か先の話だろうと思いますけど、いずれにしても、尾鷲の落ち込みは、私は三重県下の中で一番ひどいと思うんです。そういう意味では、あそこを文化財だとか天然記念物だとか言うて、自己満足しておられるような、今、尾鷲の状況かと、状況でないとは思うんです。

その辺のところを市長、もう一遍、再考をお願いしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 真井議員がおっしゃられたように、元須賀利は、今、須賀利に住んでおる方がもともと住んでおりましたけれども、大変自然条件が厳しい、台風にも毎年悩まされるといった中で、現在のところへ移ったり、あるいは島勝に移ったりといったところでもあります。そういった厳しい条件の中で、海跡湖というものが残っていた。それは一つの文化であります。これを有効活用するような形での開発、開発ではなく、この海跡湖あるいは文化、そういったものを大事にする使い方をやっぱり我々は議論すべきだと思っておりますし、尾鷲学の中で、

これからまず最初に大池、小池を対象にしてやっていこうというふうに行っているところで、それから、これは私のときに指定されたものではありませんけれども、国立公園の指定地域になっております、この解除につきましては、環境大臣において関係都道府県及び中央審議会の意見を聞かなければならないとされていますが、昭和48年の国会決議で、公園区域の解除は原則として行わないとされておりました、国立公園事務所においても、平成7年に、開発を前提とした公園解除は現状ではあり得ないという見解が示されているところでありますので、申し添えさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長は官僚の方が言うようなことを言いますね。人間がつくった、要するに縛りなんですね。ですから、その事情が変わってきたら、人間の手でその縛りをほどけるのが、私は法やと思いますけどね。また改正もされるということになるかと思うんですけども、そういう意味では、もう法が決まっておるから、その縛りは解けないんだと、市長はどうもそちらのほうを優先して、その土地で生きていく人のことは二の次、三の次に考えておるように聞こえるんですね。僕は残念やと思います。尾鷲市長です。尾鷲市長は、尾鷲の人のことを、尾鷲のことを一番最優先に考えないかんのじゃないですか。

それは何ですか、天地の定めなら、それは人間の力ではどうにもならないと思うけど、これはそれぞれ人がつくった縛りでしょう。ましてや、天然記念物にしたのは尾鷲市から働きかけていったんでしょう、これは。市長がお願いに行ったら、聞く耳持っていますよ、国の方々もね。お願いに行かんと、市長がそんなことを言うておったら、もう尾鷲、沈没していく一方やと僕は思いますよ。

その辺のところ、それから、昔は、何ていうか、あばら家みたいな、バラック建てと云ったらおかしいですけど、そんなような建物でやったんで、持ちこたえられなかった。今は鉄筋なり鉄骨なりなんなりで、建物なんかもできるんですね。十分あそこ、土地を整備すれば、どんなことだってできるんですね。それで、港もつくろうと思ったら、今の尾鷲湾以上の湾がつかれるんですね。寺島と元須賀利と堤防でつないだらね。

そういう場所なんです。それを天然記念物にしたから、もうその縛りは解けなんだと。しかし、この文化財保護法の59条に書いてあるんですね。登録の抹消もできるって。しかしその事情は問うということになっていますけれども。それは尾鷲の事情をしっかりと訴えたら、私は、こうやって書いてあるんやで、登録

抹消できると、書いてあるんやで、私は可能性はあると思っておりますよ。それを頭から、もう無理なんだ、無理なんだと言うておったら、この尾鷲市、救われんですよ。

どうか、市長、あなたの手で、国立公園のことは、またその次にやったらいいんです。一つ一つ取り組んでいかないかんと思うんですけれども、一遍にやれとは言わないんです。まず、市長の手でやった天然記念物、文化財のほうを先に解いてもらいたいと、このようにお願いするんです。どうですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、元須賀利はその文化財としての価値を発揮することによって、市民の皆さんに貢献するような形で進んでおります。元須賀利に対して、私はそれを破棄して、違う計画というのは持っておりませんので、それを、指定を解除するということは、とても今の段階でできるものではありません。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井紀夫議員。

1番（真井紀夫議員） 現在生きている大人、私はかなりの年ですけれども、それよりも子供たちの将来を考えてほしいと思います。子供たちはここからほとんどが出ていきます、今の状態でやったら。子供たちの将来を考えたら、市長、あなたみたいなことを言うておれんと思う、僕は。やっぱり政治家の責任として、真剣にやっぱり考えてもらいたいと、このように思います。

次の質問に移ります。

次に、ことし6月議会で問題になった合併浄化槽の転換補助金6万円は不正であったことが判明した件をお尋ねします。

申請書の内容がうそであったわけですが、うそを書いた施主が責任も処罰も問われず、担当の市職員が服務審査会の処分かけられました。そして、嚴重注意の処分になったと、服務審査会の議事録に書かれています。

どうして申請書にうそを書いて転換補助金をだまし取った施主が詐欺罪に問われずに、尾鷲市が悪かったんだ、責任は市のほうなんだという市長の言葉が、私にはよくわかりません。

ことし6月の議会で、その追加補助金の根拠を尋ねたところ、市長は間違いましたと、自分の給料を減額することにして、この事件の内容については、詳細を一切説明しませんでした。

最近この事件の資料が一部手に入りました。それを見ると、明らかにうその資料をつくって補助金をだまし取っていると思います。

補助金詐欺の犯罪行為を市長は自分の責任だとして、給料を一部カットしましたが、本当に市長1人の責任問題なのか、お尋ねをいたします。もしそうであるなら、市長の首にもかかわる、補助金6万円と33万2,000円ですが、公金詐欺の事件だと私は思います。

補助金をだまし取られた犯罪を市長は隠そうとしているのですか。その辺の事情を包み隠さずお聞かせください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 真井議員、それはちょっと、だまし取るとか、施主がだまし取ったとか、それはちょっと失礼な話でありまして、これは、一に私どもの職員が施主のところに行って、その見積書も見たところ、配管についてもあったので、これを新設ではなしに転換ということに解釈して、それで施主に対して、交付申請を再びやり直すように、間違っただけの指示を出しているんですよ。施主はみずからそういったことをやろうという意識はなかったですけども。

（「申請しとるやん」と呼ぶ者あり）

市長（岩田昭人君） 職員に促されて出したわけですから。

（「申請書、出したやん」と呼ぶ者あり）

市長（岩田昭人君） やかましいな、本当に。

その点は間違いのないように、施主がだまし取ろうとしたとか、そういったことは決してありませんので、重々、発言には注意していただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井紀夫議員。

1番（真井紀夫議員） これは副市長に尋ねたほうが早いんですかね。服務審査会の会長が副市長、それで、この議事録を読むと、審査した内容が書かれておるんですね。今、市長の言うたようなことは書かれていないですよ。ただ、あそこに書かれておるのは、議会答弁が間違っただけの答弁をしてしまったというようなことで、その辺を厳重注意せないかんとというような服務審査委員会の議事録ですね。市長の今言われたようなことが問題になったんですか、審査会で。

副市長、お願いします。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（林幸喜君） 服務審査会でも、誤った指導というか指示を業者に行ってしまったという話は認識はしていました。それを議会に対して正確に伝えなかったということで今回の処分に至ったというふうに理解をしております。

議長（村田幸隆議員） 真井議員、質問時間がもう過ぎておりますんですが、特別に

許可をしますので、できるだけ簡潔にお願いいたしたいと思います。

1 番（真井紀夫議員） はい、わかりました。えらい済みません。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 副市長、この議事録を読むと、そんなことは書かれていないんですね。そして、この中で書かれておるのは、本件は申請者から既に補助金 6 万円の返還で円満に終えているから、この程度でいだろうというような形でおさめられておるんですね。返還されておるからいだろうと、円満にと、こう書かれておるんです。私は、そんなもんやないと思うんですよ。そういう形で不正な金を受け取ったら、当然ばれたら返すのは当然やったけど、だから、それでいいんだということじゃないと思いますよ。それやったら、泥棒したけど見つかって、返したから、もうその泥棒の罪は消えるんだというのと同じやと思うんです。そのことはちょっと置きますけれども。

市長、私、この話をずっと考えよって、尾鷲小学校のシーラカンスのことをふと思い出したんです。あれもシーラカンスに対して責任をとらず、どうかこうとかやったけど、市長だけが、尾鷲市が悪かったんだ、尾鷲市が悪かったんだということで、結局、尾鷲小学校のあの問題も設計者は何にも責任もとらずに終わったんですね。

今回も明らかに申請者が、ないのに、ありましたという、便槽がありましたという形で申請してきておるんですね。そんなふうには書けと、もし担当職員が指導したんなら、これは大問題で、審査会で問題にならないかんと思うんです。ところが、そんなことはなかったと。私も個人的に尋ねましたら、そんなことは絶対ありませんと。そんなうそのことを書かせるということは、絶対私は指導しておりませんと聞いております。私はそれは信じられると思いましたが、だから、服務審査会でも嚴重注意だけで終わったんだなど、僕は判断しておるんです。

申請者が明らかに間違ったと言うけれども、うそを書いてきておるんでしょう。そのうそを書いてきておることについて、尾鷲市の責任だと、その辺、市長の言うことはよくわからんのです、そこが。どういうことなんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 職員が、新設で処理すべきところを転換というふうに誤った判断をして、その旨を施主に伝えて、交付申請をやり直すように指示したわけですから、誤った、その職員の判断によって起きたことでありますので、施主に関しては責任はないというふうに判断しております。

議長（村田幸隆議員） 真井議員、言いたいことはたくさんあるんでしょうけれども、もう5分過ぎておりますので、最後にしてください。

1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長、そういうことで、職員は服務審査会で嚴重注意、それで市長は3カ月間給料の減俸ということは、市長は全部かぶって、3カ月間の減俸をのんだというふうに言うんですか。ちょっとおかしいんじゃないですか、それは。私、ほかの事情があるのなら、それはそれで、どうなんかということを知りたいんですけども、どうもやっておること自身が、市長のやっておること自身がわけがわからない。何かが隠されているように思えてならんです。

尾鷲小学校のときもシーラカンスの設計がどうかこうとかと言うたけど、最後は尾鷲市が全部悪いんやと、市長がそんなふう言うて、それでもう終わってしまったんですね。また、同じことがやっておるんかなと、僕は思うんですけども。

その辺、市長の判断は間違っておるんじゃないですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲小学校のときも、設計業者に瑕疵責任は問えないということでありましたので、私が減給しましたし、今回についても、この案件だけじゃなしに、昨年来からずっと続いております不祥事、不適正な事務処理もあわせて、最高責任者として責任をとらせていただいた。だから、10%の3カ月ということでありますけれども、断じて何か裏にあるんじゃないかとか、そういうことをよく真井議員はおっしゃられますけど、決して私はそういったことには、公明に正大にやっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（村田幸隆議員） ここで昼食のため休憩をいたします。再開は1時からいたします。

〔休憩 午前11時35分〕

〔再開 午後1時00分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、榎本隆吉議員。

〔9番（榎本隆吉議員）登壇〕

9番（榎本隆吉議員） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

毎年11月3日の文化の日を中心に全国各地で文化展や文化発表会が開催されています。尾鷲市においても、ことしは10月31日、11月1日の土日の2日

間の日程で、市体育文化会館と中央公民館において尾鷲市民文化展が開催されました。絵画、陶芸、書道、写真など12部門に、172人、339点の作品が展示されたそうです。

私の今回の質問は、その文化という点から、この8月に国の登録有形文化財に登録された土井見世邸をめぐる問題と、尾鷲市におけるその他の文化財の維持、管理、保存等の現状についてお聞きしたいと思います。

さて、私たちはふだん一口に、文化、文化財といいますが、その定義は大変に多様で、特に文化についてはそれを説く人の数だけあるとも言われています。極端な学者によると、今日では猿等の類人猿においても文化文明を持つという説すらもあるようですが、一般には高い知性と精神性が生み出したもろもろの作品群を文化財とすると考えられているようです。

また、ウィキペディアのフリー百科事典によると、日本においては文化財とは国や地方自治体の指定、選定、登録の有無にかかわらず、有形・無形の文化的遺産全般を指すとあります。また、その分類は、文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の六つのカテゴリーとするようです。

土井見世邸にあつては、今回8月4日付官報に国登録有形文化財として正式に登録されております。その官報の告示を見てみますと、見世土井家住宅母屋を初めとして、蔵、納屋、井戸屋形、土塀など、9件が登録されております。

同日、国の登録有形文化財に登録されたのは、全国で171件、三重県では14件、これまでの累計では、全国で1万197件、三重県では210件となり、尾鷲市ではもちろん初の登録となりました。

ちなみに直近の11月21日の文化審答申によると、国の登録有形文化財は1万492件になるとあります。

この土井見世邸については、かつては民間への売却話もあったようですが、文化財としての歴史的価値の見直しの中で、町並みの景観形成維持とともに、魅力あるまちづくりや地域活性化になくてはならない存在としての位置づけや、歴史的建造物としての土井見世邸の維持保存と有効活用が重要であるとの機運が高まり、平成26年4月に民間の歴史的建造物保存会が設立、発足されました。

執行部側から議員に提出された資料によりますと、市はこの時点からかかわっており、この年の11月20日は土井見世邸の価値、保存と活用、土井見世邸を中心としたまちづくりについて、市と保存会との1回目の意見交換会をスタート

させております。

私は当時、市のほうが積極的に保存活用に動き出そうという意向は知らないままに、この年の12月10日の第4回本会議において一般質問させていただきました。そのときの質問内容は、土井見世邸の歴史的価値の高さ、観光資源としての重要性とともに、市としてはどのような形でこの建物を保存、維持活用しようとするつもりなのかという3点からのものでした。

そのときの市長の答弁を議事録を頼りに要約してみますと、以下のようになります。1、歴史的建造物の保存に関しては、市内における建造物系文化財をふやす取り組みの中で連携することが考えられる。2、特に国の登録有形文化財に関しては、活用の自由度や国の文化財として一般に与えるインパクトの大きさなどから、町なかの魅力向上やその発信及び誘客にも効果が期待できる。3、今後保存会等との話し合いの中で、付近一帯の文化的価値の高い建造物群や、旧熊野街道の雰囲気や今に残す建物等との町並み景観の保存などとあわせて検討を進める必要があると思っていると答弁されております。

その後、執行部内においては、これらの内容を具現化すべく、土井見世邸の保存活用に動き出したものと思われま。それは前述した10月13日の生活文教常任委員会、全員協議会に提出された資料の中の一つ、土井見世邸にかかわる協議の経過という文書の中に見てとれ、以後、市と保存会との間で毎月1回、実に10回もの話し合いが持たれております。

また、その資料によりますと、年度末の3月16日には、既に市は、購入は無理だが、所有者が寄贈してくれるならば、市はこれに応じて取得したいとの発言があり、所有者も当邸の価値を認めていただき、今後も尾鷲のまちづくり拠点として利活用してくれるならば寄贈したいと応じており、両者間には既にこの時点で寄贈ということで合意が成立したような形になっております。あわせて、この時点で市の都市計画マスタープラン及び交流空間創造会議によるまちづくり協議会の立ち上げについても、検討課題として俎上されております。

その後、8月20日、津の三重県自治会館での話し合いでは、寄贈の取得、その時期等について協議され、9月7日の所有者と市長との間において最終的な合意書が交わされ、10月18日に市長室にて、所有者から寄贈します、市長からお受けしますとの意思表示を行い、登録手続は12月補正予算後実施、この登録手続完了をもって所有権の移転とするという詳細かつ丁寧な文書表現がなされております。

このようなたび重なる意見交換会の実施や内容、合意書の存在は、一切、議会側には知らされておらず、9月14日、第3回定例会の生文、全協において市長が発言した、所有者からの寄贈の申し出と、市が取得に向けて今後諸条件を協議していく旨の報告を聞いて、初めて私たちは土井見世邸に対する市の意向を知ったという形になります。

この時点において、私は昨年的一般質問の件もあり、耐震化、浸水域、改修費用、具体的な活用のあり方等の問題を考える中で、市長もよく決断したなど、その報告に対して、保存会の一員としては、うれしく思ったものであります。

ところが事態は10月10日の地方紙の報道により一変します。その後、議会や市民からの反対意見が強く、移転登記に必要な関連予算に反対する議員も少なくないということで、寄贈受け入れ撤回との記事が報道されたからであります。私たち議員にとっては、というよりも私にとっては、まさに青天のへきれき、一体どういうことだという思いの中で、10月14日の生文、全協の開催となり、新聞報道のとおり、市長から寄贈受け入れの延期の報告がなされました。

少し経過報告が長くなりましたが、それは市民の中にも、土井見世邸をめぐる市長の対応はどうなっているのだとか、また議会が反対したのかと問いかける人が多々あるからであります。

そこで質問させていただきますが、この新聞報道によりますと、市長が寄贈受諾を延期したのは、あたかも議会や市民の反対に責任があるかのように受け取れますが、受け取る受け取らないは市長の専決と言われる中で、授受の延期の真の理由は何だったのでしょうか。

これで壇上からの発言、質問を終わらせていただき、降壇させていただきます。答弁のほうよろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 土井見世邸に関しまして、本市の歴史と文化、産業の中心として大変貴重な建造物あり、また、収蔵物としても大変貴重な資料が多数あり、重要なものであることは申すまでもありません。

しかしながら、同邸につきましては、所有者の皆様が記者会見を開かれ、今後の市との継続協議を行わない旨の意向を表明されましたことから、私といたしましても、現時点におきましては、所有者の皆様の御意向をお受けしたいと考えております。

なお、議員の質問にありました、去る10月10日の地元新聞の引用につきましては、市の記事提供または取材を受けたものではありません。このことは、去る10月13日の所管の委員会、全員協議会において御説明させていただいております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） それでは、例のその新聞については、市は一切関知していないということですね。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 取材も受けておりませんし、資料提供もしておりません。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） その辺については、誰が言うたとか、新聞記者が臆測で書いたとか、その辺は非常に難しいことですし、何とも言えませんが、それでは、市長が延期された、その理由というのは何ですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども言わせていただきましたけれども、10月13日の所管の委員会、全員協議会において、既に御説明させていただいております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 何かそっけないあれですけども、あのときの市長のあれを聞くと、維持費や修繕費が非常にたくさんかかるようだと、そういうふうなところから、修繕費にお金もかかるし、そして、市の財政的にも難しいと。もう一点、重要文化財に指定されたらというふうなことも述べられていたと思うんですけども、その市の非常に修繕費がかかる云々ということですけども、その辺については、先ほど僕も言いましたように、物をもらうといたときに、もらう側は、はい、おおきに、というふうなことではないと思うんですね。もらったら、やっぱり修繕に幾らかかるやろうか、維持管理費に幾らかかるやろうかというようなことは当然考えてしかるべきだと思います。

これは、土井見世邸そのものが1931年に建設されて、2005年から空き家状態であると。実際に市長も何回か見ていると思いますけれども、そういうふうな修繕費とか維持費というふうなものは一切考えなかったんですか。また、1年にもわたっていろいろな意見交換をする中で、維持保存に幾らかかるというふうな議論も一切なかったんですか。

その辺はどうなんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 詳細な調査についてはしておりません。当初は、10月13日の繰り返しになりますけれども、当初は修繕も何もせずにやっ払いこうというふうに思っておりましたが、しかし、これだけの建物である以上は、修繕をせずということは考えられないし、それから、その活用方針を考える中で、現状のままでいけば、外から見てもらうだけの活用になっていくのではないかということで、それでは、市民の皆さんにも説明責任が果たせない。

それから、今、地方創生の中でさまざまな提案をいただいております中で、果たして、その優先順位として、確かに文化的価値の高いものではありませんけれども、そういったこともありまして、決断をしたわけです。

しかし、この現段階で、何の釈明をしても、それはしようのない話でありまして、所有者の皆さんが今の段階でそっとしてほしいということでもありますので、そのように御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 9番。

9番（榎本隆吉議員） 僕はずっと新聞報道とか市長の答弁を聞いていて、これは、しかし、所有者としては、もう怒らざるを得ないというふうに思うんですけどね。相応の金額がかかるというふうなことですけれども、市のほうとしては誰がいつそのような査定をして、これだけのお金がかかるというふうな結果を出したんですか。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） 所有者の皆様、保存会の皆様とのいろいろな協議の中で、修繕を今すぐに必要はないというようなお話の中で、今後いろいろ計画を立てていく中で、そういったことも検討していこうというような協議をしておりました。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） その辺がよくわからないところですね。断ったときの理由は相当なお金がかかるというふうなことですし、この間、8月19日に第5回課長調整会議、9月1日にも第8回課長調整会議が持たれて、土井見世邸のことも話し合われたというふうな記述になっていますけれども、やっぱりその時点でも、まだ、いや、修繕には相当の金がかかるとか、誰かに見てもらうとか、市のほうにも建設課もあるわけですから、建設課が行って調べてみるとか、そういうふう

なことはしなかったんですか。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） そのあたりにつきましても、所有者様、または保存会の皆様とのいろいろ協議の中で検討させていただいてきたことでございまして、協議の結果ということで御理解いただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 市からもらった資料に、資料5に土井見世邸の保存活用に係る基本方針というのがありますよね。その3番目に、保存に関する現状と課題の項で、目視において全体としてはおおむね良好な状態で保存されているが、市が所有の場合は損傷箇所の調査、修繕、防災設備、機械警備などの検討が必要と、四つの観点から既に相応の費用が必要なことはわかっていたと思うんですけども、この資料、もらった、土井見世邸の保存活用に係る基本方針、案になっていますけれども、これはいつ策定されたんですか。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） こちらは案ということで、まだ最終策定したものではありませんが、案の段階では9月の段階で作成したものでございます。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） こういうふうな古い建物については、近隣でも幾つもその例があるわけですね。松阪の長谷川邸を初めとして、熊野でも、去年も言わせてもらいましたけれども、枳尾邸というのがありますけれども、これは築後130年たっておると、文化財の指定もないというふうな中で、熊野市は建物の寄贈を受け、土地代の取得に2,980万円、総事業費6,000万円を使って、熊野古道おもてなし館をつくっています。その運営については、指定管理でやっているようですけども。また新宮のチャップマン邸にあっても、築後90年、100年近くたっておるようですけども、これも文化財の指定がない中で、建物の寄贈を受け、土地の取得に1,800万円、そして名目として観光交流拠点をつくるんだということで、総事業費1億円、国からの補助が50%と。しかしまだ、活用計画とか、維持費等についてはわからないというふうな段階で、こういうふうな取り組みもあちこちにあると思うんですけども、そういうふうなところの研究はされなかったんですか。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） そのあたりにつきましては、近隣の市町村の事例なども、担当課のほうにも資料を請求したりとか、また、保存会のほうからもいろいろそういう資料もいただいておりますので、研究はさせていただいております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） そのような中で、結果的には最後の最後に、修繕費に金がたくさんかかるので、もう断念してほしいというふうなことになったわけですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 延期していただきたいというお願いをしたわけです。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） その市長の延期する条件として、尾鷲市の財政が好転し、重要文化財になったら、寄贈受け入れを再考するというふうなことを出されておりますけれども、どういう見通しを持って、こういうふうなことを言われたのか。どういう見通しの中で、市の財政が好転する、そして重要文化財になったら再考するというふうに言われていますわね。その財政好転とか重要文化財になったらというようなことはどういう見通しの中で、例えば市長は、こんなことを言うとは失礼ですけれども、普通にいけば、あと任期は1年とちょっとですよ。そのような中で財政が好転すると、景気がよくなると、そして、重要文化財に指定されるというふうなことは、3期目もやるんだという決意があれば別ですけれども、そういうところはどういうふうになっておるんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 財政が好転するとか、重要文化財になるというのは一つの例でありまして、要するに現状のままでは何ら修理修繕するときに補助的なものがございませんので、そういったものに対応できるような事態が来るまでお待ちしていただきたい。あわせて、保存会のほうからも、重要文化財については、可能性について、文化庁のほうからも指摘をいただいておりますということでありましたので、我々としましても、そのための手続あるいは取り組みをやらせていただいて、それで重要文化財の道も探っていこうということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） それは、しかし、余りにも相手に対して失礼な発言じゃないでしょうかね、無責任というか、その場しのぎというかね。景気とか財政は一つの例えとしてもですよ、景気がよくなったら考えます、自分の任期はあと1年、

3期目別にして、重要文化財云々についても、確かに国の指定の場合は、こちらから申請して国から認めてもらう。重要文化財の場合は国から言ってくるわけですよね。こちらへ向いてね。国が指定しているわけです、重文については。

そのような中で、1年半なり2年で、早く重文になるだろうという考え方もありますし、教育長なんかは5年ぐらいかかるんじゃないかというような発言をされておるようですけれども、僕らも聞いた話では、そんなに、登録指定文化財になりました、続いて、即重要文化財になるというふうなことは、やはり国も調査せんらんわけですから、そういうふうな中で、特に登録文化財については、先ほど言いましたように、全国で1万492件もあるわけですから、こちらから早く重文に指定してくれと言え別でしょうけれども、それは幾ら何でも所有者の方に対して、ほんまにその場しのぎの発言のように聞こえるんですけれども、市長はそんなふうにお受け取りにならないですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 所有者の皆さんには、本当に申しわけなく思っております、それで、おわびをずっと申し続けておるところであります。

しかし、その重要文化財につきましても、我々としては、まずは県の指定を受ける、続いて、文化庁あたりにも働きかけるという中で、実現を目指していきたい。そうすれば修繕等についても補助が出ますので、そういった事態が好転するまでお待ち願いたいというふうに、所有者の皆さんにはお願いをしたところではありますが、当然のことながら、御理解は得られなかったということでもあります。

そういった中で、もう所有者の皆さんは市との継続協議は行わないということでもありますので、その辺の御理解を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） それは当然理解はしてくれないと思いますよ。そうじゃないでしょうかね。今の時代に市の財政がよくなる、景気が好転するというふうなことがそんなに簡単にできるもんじゃないと思いますよ。そういうふうなことを言っ、断る理由をしておるとするのは、極めて不誠実というか、相手に対して失礼ではないかなというふうに僕は思います。

また、市長は同時に固定資産税の免除を申し入れて拒否されていますけれども、その辺については、どんなふうにお考えですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 寄与等を延期してもらうにつきましては、我々としても、固定

資産の免除を向こうに対して提案をさせていただいたということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） その辺についても、今、そういうふうにするので、固定資産税を免除させてもらおうと。しかし、この固定資産税というのは、確かに減免等については市長の専決権というふうになっておるようではありますけれども、固定資産税というのはやっぱり住民税とともに市の重要な財源であり、こんなに簡単に、はい、どうも済みません、それでは、固定資産税をただにさせてもらうから、ごめんなさい、そういうふうなものじゃないと思いますね。

第三者的に見ても、自分の失敗を市の大事なお金でごまかそうとしておるといふふうに見られても仕方ないんじゃないですか。今後それじゃ重要な文化財が幾つか出てきて、国の登録有形文化財になりました、当然私のところも固定資産税は免除ですよというふうに言われたとき、どういうふうにお答えするつもりですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 単純に固定資産税は市だけの話ではありません。

まず、登録有形文化財になりますと、地方税法の第349条の3の特例措置によりまして、該当部分の固定資産税が2分の1になります。これでまず、2分の1が減免になるわけですが、さらに減免を行う場合については、市条例第71条の要件に基づき判断することになるというわけです。その減免の要件としては幾つかありますけれども、榎本議員も会員になっていただいているほど貴重な文化財でありますので、その文化財の保持をしていくために、減免を考えたいということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） ある意味、市の大事な財政の面でそういうふうにするというんでしたら、少なからず検討して、条例化するとかして、登録文化財になったら幾らか市としても減免するとかというふうなことでしたらいいですけれども、何かうまくいかなかったから、おわびにというふうな、そういうふうな安直に映ってしまいます。

確かに国の登録有形文化財になれば幾つかの優遇措置があると、修理、設計、監督費の2分の1の補助であるとか、家屋の固定資産税2分の1、敷地の地価税を2分の1とか、そういうふうな特典はあるように書かれておりますけれども、しかし、この固定資産税の免除という点については、やはりもう少し慎重に考え

ておかないと、前例になるわけですので、こんなに安易にやるべきものではないというふうに私は思います。

市長は13日の委員会の席上で、取得延期については、まだ所有者の理解が得られていないというふうに報告していますけれども、その後、理解は得られたんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 何遍も言わせていただいておりますけれども、所有者の皆さんは、今後市との継続協議は行わないというふうに記者会見で表明されておりますので、私としましては、皆さんの御意向をお受けしているというところでありませぬ。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） こちらの、どちらかというか、こちらから一方的に断ったわけですから、それで向こうが態度を硬化させて、もう市とは話し合わんよと。それはやっぱり、ああ、そうですか、それじゃわかりました、市としても、今後一切、別に対応もしませんよ。やっぱりそうはいつでも、所有者に会って、誠意を尽くして、本当に申しわけなかったと、それこそ市長みずから出向いて頭を下げて、だから、何とかわかってほしいというふうにして、誠意を持って、相手に尽くすのが礼儀というものじゃないでしょうか。怒らせておいて、もう怒って交渉せんから、それならやめましょう。ちょっとそれは僕は余りにも為政者としてはおかしいんじゃないかなというふうに思いますけどね。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） だから、ずっとという話じゃないんです。私は、現時点では所有者の皆さんの御意向を受けたいということは、それが現時点での、本当に失礼なことをした我々の誠意の一つだと思っております。何も今後しないという話ではありません。しかし、今現在の所有者の皆さんの気持ちを考えれば、我々としては、今の段階で記者会見もされていますので、そういったことはちょっと控えさせていただくということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） その辺、見解の相違というか、どんなもんなんでしょうね。怒らせておいて、怒っても、おまえとはもう話せんわと言われて、もうこっちも話しませんわって。その理由が、景気がよくなったら、重文になったら、固定資産税はただにするさかい、御免してって。僕はちょっとそれ、そういうふうなあ

れじゃなくて、やっぱり心じゃないでしょうかね。僕はそんなふうに思いますけどね。

その辺、市長は、もう相手の気持ちを考えて、別に謝る、何遍も何遍も謝ってするというふうなことはしないというふうなことですけれども、僕はちょっとその辺はまずいんじゃないかなというふうに思います。

今回の件については、私は以下のように考えます。いずれにしても、今回の土井見世邸をめぐる市長の対応については、所有者の方を初めとして、保存会の皆さん、また関心を持っていた市民の方々等、実に多くの人たちに怒りと混乱と失望と不信を招いたことは否めないと思います。特に4人の所有者の方は寄贈受け入れを聞いたときには、本当にほっとして大変喜んだことだと思います。先祖が残してくれた大事な財産をどうしたらよいか、苦悩に苦悩を重ねていたときに、市がもらってくれ、今後大事に尾鷲のまちづくりに活用してくれるという、また市長は議会对策も頑張る、関連予算が否決されても何度でも出すと力強く述べ、受け取りのシナリオまで決めておきながら、直前になって納得できるような理由も示さず、一方的に延期するという、子供の口約束ならいざ知らず、尾鷲市民を代表する市長が、合意文書までをも交わしておきながら、一方的に破棄を申し入れ、相手が納得しないうちに議会や報道陣に延期を発表して、既成事実化してしまうと、こんなことが本当に許されるのでしょうか。

私には市長が何を考えてこんなことをしたのか知る由もありませんが、受け入れをどうしても延期しなければならない理由はあるのでしたら、せめてその理由を丁寧に説明し、誠意を持って、誠意を尽くして、納得してもらってから発表すべきではなかったのでしょうか。

最初は大喜びをさせ、最後に理不尽きわまりない暴挙、人の善意を踏みにじった行為とまで言わしめてしまった市長の行為には、もう怒りを乗り越えて、悲しさ、つらささえ覚えます。

私は裁判係争中の西川さんにもお会いしました。森田さん一家ともお話ししました。今回は裁判にこそなりませんでしたが、所有者の方は一時は起訴することも覚悟した旨の発言がありました。一口に裁判とはいっても、そこに至るまでの当事者の怒り、苦しみ、不安など、精神的、時間的な苦痛、煩悶は他人にははかり知れないものがあります。

間違いは人の常とはいえ、この人たちが受けた人間不信という傷は一生消えることはないでしょう。市民の幸福を願い、人々の安寧を祈る為政者として、二度

とあってはならないことだと私は思います。

重い、やるせない話で気もめいりますけれども、気を取り直して次の設問に入らしていただきます。

尾鷲市にある文化財全般の保存、維持管理についてお聞きしたいと思います。

尾鷲市には平成27年12月現在、文化財と言われるもので、国のものが14件、県のものが12件、市のものが51件、総件数は77件になります。一番古いものは昭和12年4月に指定された九木神社樹叢で、一番新しいものはことし8月の土井見世邸ほか8件となります。

それらを類別すると、先ほど述べました六つのカテゴリーに分類されるわけですが、それらはまた大きくは有形と無形の二つに分けられると思います。一般に有形文化財は形ある物体として存在するので、保存、維持にはある程度の対策はとれるように思われがちですが、実際にはいろいろな災害が考えられます。

そもそも1950年、昭和25年につくられた文化財保護法自体が、現存する世界最古の木造建築物法隆寺の金堂の炎上による壁画の焼損によるものであったと言われています。その他、名古屋城や和歌山城など戦火による焼失、仏像や彫刻に見られる盗難、所有者の不正売却などが考えられ、加えて近年では、1995年の阪神・淡路大震災による焼失、損壊、そして東日本大震災では、実に744件の国指定の文化財が流出、破壊されたと言われています。

これらの震災をきっかけに文化財を守ろうとする人たちが結束して、各地の災害現場で文化財を救う活動が繰り広げられ、特に文化財を多く抱える京都においては住民らによる文化財市民レスキュー体制が組織されたといえます。

このように形ある有形文化財といえども、種々の対策をとっておかないと取り返しのつかないこととなります。尾鷲市にあっても、東海、東南海、南海の三連動地震と津波が確実に来ると予想されるわけですが、尾鷲市の有形文化財の所在地も考慮した上で、どのような対策を立てておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、防災対策について回答させていただく前に、榎本議員が総括されました中で、我々が一方的に発表したというようなことを言われましたけど、それにつきましては、ちょっとそうではないということをお知らせさせていただきます。

東海、東南海、南海の三連動地震など、大規模災害時における文化財の保護対

策等につきましては、文化財行政における大きな課題の一つと言えます。これらを考える上で、二つの取り組みが考えられるということでもあります。一つは文化財の防災、それから、もう一つは文化財の救出ということでもあります。

中でも、巨大地震に伴う大津波を想定した場合、文化財の防災の取り組みといたしましては、文化財の移動ということなどが考えられます。現在、国、県、市をあわせた本市の77件の文化財のうち、三連動地震による津波発生時において、浸水等、何らかの影響を受ける可能性がある文化財は40件程度あるのではないかと想定しております。内訳といたしましては、有形文化財21件、有形民俗文化財4件のほか、九木神社樹叢や須賀利大池及び小池などといった土地に係る天然記念物、海岸沿いに存在している文化財などを含めた件数であります。

これらは建物や石造物、お寺の梵鐘など、移動がなかなか困難なものが多く、絵画や古文書類、考古資料など、移動しやすいものについては、6件となります。実数は少ないながら、これら6件につきましては、所有者と連携した取り組みを行うことが有効な対策の一つであると考えております。

また、国におきましては、昭和24年1月26日、先ほど榎本議員が言われました、法隆寺金堂が炎上して壁画が焼損したことに基づきまして、1月26日は文化財防火デーに定められております。この日を前後して、全国でも火災への備えを中心とした文化財の防災訓練等が行われており、本市では所有者や関係者らと訓練を実施しているところでもあります。この取り組みの中で、津波の到来を想定した文化財の搬出訓練を行うことも有効な手段であると考え、今後所有者の皆様とも相談させていただきたいと考えております。

また、このほかにも、郷土室では、古文書類6件及び考古資料1件の文化財7件を保管しておりますけれども、文化財を所有する方が希望する場合は、その文化財を郷土室にて収蔵することも考えてまいりたいと思います。

次に文化財の救出の取り組みについてであります。行政といたしましては、被災時においては人命救助や被災者支援を優先した上で、可能な限り文化財保護に努めることとなります。いずれの自治体においても、現地職員らでの対応が結果的に遅くなることが多く、災害規模が大きければ大きいほど、その傾向となるものであります。

そこで近年、被災地域において大きな役割を果たしたのが文化庁の事業による文化財レスキューなどです。専門家やボランティア、被災地ほかの行政職員らも含む、有志らによる現地活動が被災地の文化財の搬出に大きな役割を果た

しました。

三重県におきましても、この文化財レスキューにかかわるものとして、県が事務局を務める三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワークがあります。これは、県や市町、博物館など、関係機関が連携し、文化的資産の保存と活用を目的としたネットワーク組織で、災害等緊急時の文化財レスキュー体制づくりや支援、人材育成なども行っており、本市もこれに加盟しており、有効活用してまいりたいと思います。

また、その際の被災後の文化財レスキュー活動時における重要なことの一つに文化財の所在情報を的確に整理しておくことがあります。現地入りしたレスキュー参加者らとどこにどのような文化財があるかという情報を共有することが重要となります。本市では年に数回、文化財調査委員らとともに、文化財パトロールを行い、現状を確認しており、また、平成25年度から市内の全ての文化財に関する情報を市のホームページに掲載し、周知も行っております。さらに、平成25年の市民文化会館の20周年記念行事の際には尾鷲市内の文化財展を開催し、所有者の皆様らの了承を得て、お借りできる文化財17点の展示も行っております。

防災対策を含めた文化財の保護につきましては、所有者、行政、地域、ボランティアなどが相互の立場や限界を理解し合って、それぞれができることを協力し合いながら、自助、共助、公助の考えのもと、複層的な対策を行うことが重要であると考えているところであります。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 今、文化財の津波対策、地震対策を言ってもらいましたけれども、確かに私も、県のほう、熊野市、それから紀北町のそういう担当者に電話をかけて、どのような対策をとっておられますかというふうなことを聞きましたけれども、なかなか漠然として、こういうふう具体的に対策をとっているというふうな、立てていないというのがどうも現状のようですけども、どうしても移動できないものは別にして、古文書等、移動しておいたほうが無難だと思われるものについては、どこかに移動、保管、管理しておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

今回、問題となっている土井見世邸の蔵にも相当貴重な一級の歴史的資料や文化財的なものがあるというふうに言われていますけれども、ぜひとも、文化財というのは個人の財産ですけども、もちろん、しかし、文化財となれば、やっぱ

り公共的な面も出てくるわけですから、誠意を尽くして、貴重なものは何とかどこかに避難させてもらえないでしょうかというふうな相談をするということも大事ではないかなと思います。

私も尾鷲で高台、浸水域でないところというふうなことを考えてみたわけですが、今のくろしお学園、旧尾鷲工業高校の校舎はどうかなと思って、電話で聞いてみたんですけれども、特別棟の1階が県、2階が市が借りておるようですけれども、3階、4階、また図書館等もあいておって、そういうふうなことでしたら使用できるんじゃないですかというふうな答えもいただきました。

文化財の収納庫等については、県のほうに聞いたら、そういうふうなものをつくるのであれば、相談の上で補助も出ますよというふうなことも言われておりますから、ぜひ一度、問い合わせてみていただいて、そして、浸水域にある、移動できる文化財については、あらかじめ、そういうところに移動しておいたらどうかなというふうに思います。

また、曾根の資料館にも現在センター建築ということで、今の旧曾根の小学校のほうに入れていますが、あそこにもたくさんのいわゆる民俗資料的なもの、生活道具などもたくさん収納されております。やっぱりああいうものもどこかに展示すれば、ちょっとした、そういうふうな観光資源というんでしょうか、そういうふうなものにも活用できるのではないかなというふうに思いますから、いろいろと考えていただいて、文化財の有効活用という点から、何とか維持保存に努めていただきたいというふうに思います。

次に、県の天然記念物に指定されている三木里の法念寺の鉄魚や、市の天然記念物となって、尾鷲市だけに自生が確認されているというジュロウカンアオイという植物がありますけれども、その動植物の文化財の保護管理についてお聞きしたいと思います。

鉄魚については、私もちょっと調べてみたんですけれども、宮城県魚取沼に生息するものとか、昭和天皇が飼育していたというふうに言われているものが有名だそうですけれども、その鉄魚はDNA鑑定の結果、二つの系統があることが確認されているようです。一方のほうは金魚のリュウキンとフナが交雑した平凡なものだそうですけれども、もう一方のほうは国内でも数百匹程度しか生息が確認されていなく、絶滅が危惧されていると、非常に貴重な個体種だというふうに言われているそうです。

三木里の鉄魚はどちらの系統のものかというふうなことを聞いてみたんですけ

れども、住職さんのほうはよくわかりませんというふうなことですけれども、このような天然記念物となっている動植物の保護については、どうなっているのでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 回答させていただく前に、一方のほうは金魚のリウキンとフナ之交雑した平凡なものだというような言い方、それが三木里の場合はわかりませんが、もし、もう一つの系統だったら平凡というふうになってしまうので、それはちょっと訂正をしていただきたいと思います。

天然記念物に指定された動植物の保護につきましては、まず基本的に、ほかの文化財と同様、現在の状態に何らかの変更や影響を及ぼす人為的な行為等を制限することで保護を行います。

また、その生息状況に悪影響を与えている要因があれば、可能な限り、それを取り除く、もしくは何らかの措置を行い対処することで、状態改善を図ることとなります。

生息域の環境変化が個体の生育状況に影響を及ぼす場合もあるため、個体数の変動が自然的な要因の中で推移する場合については、しばらくは推移を見守りながら、必要に応じて環境への負荷が少ない対策をとっていくことになり、専門家などの助言や指導を仰ぎながら対応していくこととなっております。

具体例といたしましては、須賀利大池及び小池に自生するハマナツメにつきましては、全ての生育阻害要因を取り除くことは困難でありますけれども、直接的な鹿による食害を防ぐための方策として、周囲に防護策を設置しており、それらの補修や更新などの対応を行っています。

法念寺の鉄魚につきましては、三重県の天然記念物に指定された当時の資料では、個体数は約60匹とのことでありますが、それ以降、調査が行われておらず、正確な個体数は不明なままとなっておりますけれども、平成24年11月、池の老朽化に伴う漏水箇所の確認に合わせまして、県教育委員会と本市教育委員会との合同調査を行った際には、216匹の生息が確認されました。

法念寺の鉄魚の場合は生息する池の環境が適していると言うことができ、この環境を維持することが大切であると考えております。また、鳥による食害という点につきましては、現在は池の上にテグスを張るなどして、対処しておりますけれども、時折、サギ等がいるとの情報もあることから、大幅な個体数の変動は確認されていないものの、今後も状況確認を継続しつつ、所有者や県教育委員会と

相談しながら保護に努めてまいります。

次に、現在のところ本市のみでしか自生が確認されていないジュロウカンアオイにつきましては、文化財指定についての周知は行っているものの、盗掘の危険性もあることから、自生地に関する情報は非公開としております。

ジュロウカンアオイは以前は盗掘され、インターネット上で販売されていたこともあり、県が三重県自然環境保全条例に基づいて、希少野生動植物種に指定し、保護に努めております。その後、本市におきましても、一層の保護の必要があるとの判断から、自生地を天然記念物に指定するとともに、県指定の希少動植物種であることから、引き続きさらなる保護に努めております。また、毎年、県と合同で自生地のパトロールや個体調査を行っており、今後もそうした活動を継続しつつ、希少植物を守ることの大切さを周知してまいります。

このほか、地域を定めない天然記念として、市内にはニホンカモシカやヤマネ、オオダイガハラサンショウウオなどの生息も確認されております。

今後、人々の生活や生業との両立を図りながら、こうした貴重な動植物が生息できる自然環境が残っている本市の自然を後世に残したいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 平凡な鉄魚については、平凡なものが天然記念物ということはおかしいですから、えらい言葉があれば申しわけありませんでした。

今言われましたように、天然記念物というのは、カモシカのようにどこにいても天然記念物というのと、この鉄魚のように、法念寺の鉄魚ということで天然記念物というふうになっているんだという話でしたけれども、僕も、それじゃ三木里の法念寺で鉄魚が絶えたら、もうそれで終わりですかと県に聞いたら、その辺については非常に難しいところで、リスク分散ということというふうなことを言っていましたけれども、もし、鉄魚が日本で数百匹しかいない貴重なものでしたら大変なことです。市のほうとしても一度調べていただいて、何とかかんとか、各小学校で飼ってもらおうとか、そういうふうなリスク分散も考えておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

法念寺へ向いて、お尋ねして、いろいろお話を聞くと、やっぱり随分と天然記念物ということで気を使っておられるようです。先ほど市長も言われましたけれども、鳥にとられるとか、イタチに食われるとか、また、天然記念物という、そういう心ない業者がとりに来るとかいうふうなことで、また、この池で私の代で死滅させたら大変だというふうなことで、いろいろ気を使っているというふう

なことも言われていました。

県のほうでは、盗難防止用の柵なども、もしつくるというふうなことでしたら、相談しますから、市教委を通じて上げてくださいねというふうなことを言われていましたけれども、法念寺の奥さんのほうは、非常に県も市も一生懸命になってやってくれていますよというふうなことで感謝していましたけれども、ぜひとも年に一、二度は訪ねていただいて、忙しいでしょうけれども、どうですかというふうな声をかけてもらうということも、非常に大事じゃないかなというふうに思います。

それから、ジュロウカンアオイについては、これも確かに地域を特定すれば、カンアオイもマニアにとってはすごいあれらしいですから、すぐ盗掘に遭うということはあるでしょうけれども、これもリスク分散というふうな意味で、今、中央公民館の横に、シダ園がありますよね。あそこ、尾鷲の自然を守る会という組織があって、かつてそこにシダ園をつくったようですけども。尾鷲は熱帯、亜熱帯のそういう植物の宝庫で、あのシダ園の中にも、きのうちよつとのぞいてみたんですけど、リュウビンタイとかヘゴとかという、亜熱帯系、熱帯系の植物が、シダが生い茂っていましたが、いかにも放りっ放しでというふうなことで、ちょっと情けないなというふうに思ったんですけども、あの辺もきちっと整備をして、そういう尾鷲に生えている希少な植物群というふうなことで整備すれば、また、訪ねてみえる方もおるのではないかなというふうなことも思いますから、ぜひともあの温室についてもきちっと整備をしていただきたいなというふうに思います。

そのほか、文化財については、梶賀のはらそ祭りであるとか、大曾根の注連縄掛神事、尾鷲わっぱ製作技術、木工技術、尾鷲節笛のいわゆる無形文化財の伝統文化、芸能、技術の継承等も、市としてはできるだけ考えていく必要があるんじゃないかなと。特に、梶賀のはらそ祭り等については、区長さんにお聞きすると、非常に受け継いでいくのは難しいと。というのは、やはりこぎ手の問題があるわけですね。

二木島の区長にも聞いてみたいんですけど、二木島にもかつては二木島祭りといって、2そうの船が競争する勇壮な神事があったようですけども、その役割をする子供たち、また、こぎ手の人がいなくなってしまうと、もう平成23年にできなくなってしまったというふうなことを言っていました。周辺部にあっては、どんどんどんどんと過疎、少子高齢化が進む中で、祭りの維持がもう難しくなっ

ていきます。そういう意味においては、DVDとか、文書とかで、きちっと系統的に残していくというふうな作業も大事じゃないかなというふうに思います。

これも熊野の話ですけれども、磯崎でも、貴重なお祭りがあったようだけれども、市の、県の補助を受ける中で、そのお祭りを再興したというか、プロのカメラマンが来て、3日間にわたって、その祭りを詳細に記録したというふうな話も伺っていますけれども、梶賀のはらそ祭りについても、非常に毎年たくさんの写真家の方も見えますし、ぜひともそういうふうな形で尾鷲の文化として残して行っていただきたいなというふうに思います。

最後の締めですけれども、政治、経済、文化と並べたとき、現在、社会は経済最優先、経済一辺倒になってしまい、ややもすれば、文化は二の次、三の次になってしまう傾向にあります。それはことしの国立大学において文化系学部の見直しが叫ばれ、理系や最先端技術の重要性ばかりに注目が集まっていることを見てもうかがい知ることができます。

しかし、私は人間としてのありようを考えたとき、実利、実学ばかりではなく、幅広い知性と教養、人間性を涵養する意味からも、芸術や文芸などの文化系の学問をもっと重視すべきではないかと思います。日本人は古来より農耕民族として花鳥風月に親しみ、神道、仏教、儒教の教えをバックボーンとして文化を築き上げてきました。義理や人情、きずな、勤勉さ、正直さ等、日本人のすぐれた特性は、日本の風土と文化によって培われたものであります。そのすぐれた日本人の特性が失われつつある現在こそ、昔から延々と引き継がれてきた有形、無形の文化、文化財にもっともっと目を向けるべきではないかと思います。

以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で本日の一般質問を打ち切り、あす8日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 2時00分〕